

(一関市室根農林水産物産地直売・交流促進施設条例の一部改正)

改正前			改正後				
別表（第6条、第8条関係）			別表（第6条、第8条関係）				
利用区分	施設区分	利用料金の限度額	利用区分	施設区分	単位	利用料金の限度額	
						基本利用料金	冷暖房料
営利を目的としない場合	食材提供施設	<u>1時間につき 600 円</u>	営利を目的としない場合	食材提供施設	<u>1時間</u>	<u>600 円</u>	<u>120 円</u>
販売等の営利を目的とする場合	食材提供施設	<u>売上金額の 10%に相当する金額</u>	販売等の営利を目的とする場合	食材提供施設	<u>1 時 間</u> <u>(冷 暖 房 料)</u>	<u>売 上 金 額 の</u> <u>10%に相当する金額</u>	<u>120 円</u>
[略]			[略]				
備考 改正部分は、下線の部分である。							